

News
Letter

RIBLS

立教大学ビジネスロー研究所
〒171-8501
東京都豊島区西池袋3-34-1
03-3985-4264
http://law.rikkyo.ac.jp/ribls/

第 11 号

Rikkyo Institute for Business Law Studies

第13回法務研究科特別セミナー

シンポジウム

「インターネットを巡る紛争の解決～知的財産法とADRの交錯～」

■Opening Remarks

後藤滋樹 (JPNIC理事長) / 松尾和子 (弁護士)

■第1セッション「JP-DRPとは何か」

座長：植村昭三 (弁理士・東京大学客員教授)

報告：早川吉尚 (立教大学教授) / 島並良 (神戸大学助教授)

コメント：山田文 (京都大学教授) / 佐藤恵太 (中央大学教授)

■第2セッション「JP-DRPを巡る手続的諸問題」

座長：花水征一 (弁護士)

報告：山内貴博 (弁護士) / 上野達弘 (立教大学助教授)

コメント：矢部耕三 (弁護士) / 田中正治 (弁理士)

■第3セッション「JP-DRPの改革」

座長：久保次三 (鹿児島大学教授)

報告：丸山直昌 (JPNIC理事) / 早川吉尚

コメント：松尾和子 / 道垣内正人 (早稲田大学教授)

■主催

社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

■協力

立教大学ビジネスロー研究所

■日時/場所

日時：2006年11月1日(水) / 10:00～18:00

場所：キャンパス・イノベーションセンター・国際会議場

〒108-0023 東京都港区芝浦3-3-6

JR田町駅芝浦口より徒歩1分



はじめに

第13回法務研究科特別セミナーは、2006年11月1日(水)に開催されたシンポジウム「ドメイン名紛争のガバナンス」を、秋季休業期間中の法務研究院生・OB・OGに開放する形で行われた。会場は、立教大学キャンパス内ではなく、田町のキャンパス・イノベーションセンターの国際会議場であったが、研究者・法曹実務家・企業の法務部・知的財産部スタッフなどに交じって、知的財産法やITビジネスに関心を有する多数の法務研究院生が、この1日がかりのシンポジウムにフロア参加者として出席した。同シンポジウムは、インターネットの利用において必須であるドメイン名システム(例えば、立教大学であれば、「www.rikkyo.ne.jp」)をわが国において専属的に管理する「社団法人・日本ネットワークインフォメーションセンター



(JPNIC)」の主催により開催されたものであり、立教大学ビジネスロー研究所が協力したものであった。多数のスピーカー・コメンテーター・パネリストに交じって、立教大学からは、早川吉尚法務研究科教授、上野達弘法学部助教授などが壇上に立った。

シンポジウムは三つのセッションにより構成されていた。すなわち、10時からの後藤滋樹JPNIC理事長、松尾和子弁護士のOpening Remarksに引き続いて開始された第1セッション「JP-DRPとは何か」。ランチタイムの後、13時半から開始された第2セッション「JP-DRPを巡る手続的諸問題」。そして、コーヒープレイクの後、16時から開始された第3セッション「JP-DRPの改革」であった。各セッションには、それぞれ2時間が割り当てられ、座長の差配の下、二人のスピーカーによる50分ほどの報告、二人のコメンテーターによるコメント、さらに、パネルディスカッション、そして、フロア参加者との間の質疑応答という形で進められた。

以下では、シンポジウムの概要を簡単に紹介してみたいが、その前提として、本シンポジウムが対象としている問題について説明する必要があるであろう。

サイバースクワッティングとJP-DRP

本シンポジウムが対象とする問題は、「サイバースクワッティング」と呼ばれる行為であり、その行為を契機とする紛争に解決を与えるための裁判外紛争処理手続(Alternative Dispute Resolution, ADR)である。この行為は、上記のドメイン名が先願主義の原則の下で取得できることを奇貨として、本来そのドメイン名を利用することに自らは利益を有さないにもかかわらず、その利用を欲する主体に高値で転売すること等を目的として、そのドメイン名を登録してしまうような形態のものを指す。



このような行為が許されてしまうのは、大量のドメイン名の登録申請を処理するために、ドメイン名の登録受付機関では、その登録者が当該ドメイン名を登録するに相応しい者であるか否かといった実質的な審査を行わないという前提があるからである。そして、その前提は、申請件数が増加の一途を辿っている現状においては変更不可能なものである。

とすると事後的に対応するしかないわけであるが、対応の手段として、裁判所に対し商標侵害等を理由に訴訟を提起するというように既存の紛争解決システムを利用していたのでは、時間や費用があまりにかかってしまう。こうした状況を打破すべく、海外においては、1998年にICANN(Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)なる組織が、自らが管理する ".com" ".org" ".net" といったタイプのドメイン名に関するサイバースクワッティング紛争の解決のために "Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy (UDRP)" なるドメイン名の登録者と(商標権者等の)申立人との間における紛争処理に関する規約、及び、かかる規約に従って紛争を解決するための手続規則である "Rules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy" を策定した。

そして、JPNICも、2000年にUDRPをモデルとして同様のADRを創設した。これが、本シンポジウムの議論の対象である「JPDメイン名紛争処理方針(JP-DRP)」であり、それによって紛争を解決するための手続規則である「JPDメイン名紛争処理方針のための手続規則」であった。



こうした規約は、登録受付機関と上記タイプのドメイン名の登録者間で結ばれる登録合意書の一部に組み込まれることで、ドメイン名登録者の全てを拘束するものとなっている。その結果、認定の紛争処理機関のいずれかに対して、あるドメイン名と類似する商標等を有する申立人がサイバースクワッティングを理由に申立をなした場合に、当該ドメイン名の登録者

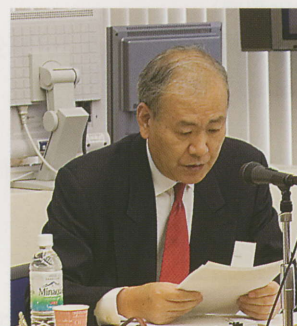
はその紛争処理機関の下でのADRに参加することが義務づけられるのである。

申立人が必要情報を記載した申立書を紛争処理機関に送付し、さらに、その紛争処理機関が当該申立書を自らに送付してきた場合に、登録者は、何はともあれ、これに対する答弁書を提出しなければならないことになる。その提出期限は非常に短く定められており、また、紛争処理に具体的に当たるパネルの構成も早期に行われるように工夫がなされている。さらに、審理手続の段階でも、原則として当事者等の審尋はなされないとされており、もっぱら既に提出されている申立書と答弁書を基礎に裁定が下されることになる。その結果、パネルの構成から2週間以内に裁定を下すことが原則とされるという迅速なADRが、極めて廉価に実現されるのである。

また、パネルにより裁定が下された後の段階でも、その裁定内容をそのままに実施することが登録受付機関に義務づけられていることから、裁定後、執行段階で手間取るという事態も考えられない。もっとも、申立人と登録者が別に裁判所における訴訟で争った場合は別であり、その場合は、訴訟の結果が出るまでに裁定内容の実施は待たれることになる。すなわち、このADRにおけるパネル裁定には既判力はないのであり、その意味では裁定型のADRではあるが、法律上の仲裁ではないということになる。



シンポジウムにおける議論



このように、JP-DRPは、UDRPをモデルとして創設されたわけであったが、その運用実績を精査すると、興味深いことに気がつく。すなわち、シンポジウム直前の段階までにパネル裁定が下されていた39件の中で、自らの商標権等の侵害を主張する申立人側が負けたのは1件のみであり、残りの38件は全て申立人側の勝利で終わっている。この38対1というJP-DRPにおける勝敗率は、UDRPにおけるそれと対比すると、実は驚くべきものである。例えば、UDRPの紛争処理機関であるWIPO Arbitration and Mediation Centerにおける勝敗率をみると、2002年は785対147、2003年は731対102、2004年は739対106である。

すなわち、UDRPにおいては、自らの商標権等の侵害を主張する



申立人側もかなりの割合で負けているのである。

前述のように、JP-DRPはUDRPをモデルとして策定されている。とすると、同じ判断基準を用いているはずであるにもかかわらず、何故、このような大きな勝敗率の違いが生じてくるのであろうか。こうした疑問が、発足後5年が経過しようとした2004年ごろからJPNICの関係者の中に浮上するようになった。

そこで、この疑問を解明するため、JPNICにより「JP-DRP裁定例検討専門家チーム」が組織された。そして、その検討結果が「JP-DRP裁定例検討最終報告書」として取り纏められ、2006年3月にJPNICに提出された（なお、報告書の内容は、2006年7月に、京都でのワークショップ、東京での日本仲裁人協会研究部会会合において、一般向けにも報告されている）。そして、この報告書の内容を、関係者を一同に集めて検証しようというのが、本シンポジウムの一つの目的であった。

第1セッションでは、このような勝敗率の差を何がもたらしているかが、まさに討論の対象となった。座長は、WIPO前事務局次長で東京大学客員教授の植村昭三氏が務め、スピーカーは早川吉尚立教大学教授、島並良神戸大学助教授が務めた。



報告の中では、JP-DRPの実態がUDRPとは異なるものになった原因として、JP-DRPを現実に運用してきた各パネリストが、本来の目的を超える存在としてJP-DRPを機能させようとした面があるのではないかといった指摘がなされた。すなわち、これらのADRは、本来、登録者がサイバースクワッティングを行なうような極めて悪質性の高い者であるか否かを事後的に審査するためだけに創設されたものであり、そのように悪質性の極めて高い類型のみを排除する機能に限定されているからこそ、簡易・迅速な手続の下で登録者のドメイン名登録の剥奪が可能になる。

逆に言えば、そこでは不正競争の防止といった観点から知的財産紛争を解決する機能などそもそも予定されていない。にもかかわらず、JP-DRPは、そうした機能を有する裁判類似の存在として理解されてしまったのではないかの指摘である。そしてさらに、UDRPをモデルとしてJP-DRPが策定されるその過程で、意識的あるいは無意識的に幾つかの規定の文言が変更されてしまったことが、そうした理解に沿ってJP-DRPを運用することを可能にしてしまったのではないかといった指摘も加えられた。

これに対し、佐藤恵太中央大学教授からUDRPのパネリストとしての経験に基づいて、山田文京都大学教授からはADRの専門家としての観点より、それぞれコメントが加えられ、さらに、上記の見方に対して賛同する議論、批判する議論がフロアをも巻き込んで展開された。

第2セッション座長はJP-DRPの認定紛争処理機関の運営に関与する花水征一弁護士が務め、スピーカーの山内貴博弁護士、上野



達弘立教大学助教授により、JP-DRPを巡る手続的諸問題の中でも特に、擬制自白、立証責任、裁判手続との関係についての報告がなされた。特に、山内弁護士からの立証責任に関する報告は、JP-DRPの策定過程でUDRPの規定の文言が変更されてしまった部分でもあり、パネリストに裁量権を広く与える現在のシステムが適切か否か、JP-DRPの起草者の一人である矢部耕三弁護士、認定紛争処理機関の運営に関与が深い田中正治弁護士によるコメントの後、活発な議論が行なわれた。



第3セッションでは、現在、JPNIC内のDRP検討委員会で進められているJP-DRPの改訂作業の状況に関して、JP-DRPの起草者の一人でもある松尾和子弁護士を座長に、早川吉尚立教大学教授、丸山直昌JPNIC担当理事から中間報告がなされた。そこでは、これまでのセッションで指摘されているJP-DRPの幾つかの規定の文言につき、UDRPの文言に沿う形に戻すことが提案されている旨が紹介されると同時に、パネリストの研修体制やガイドラインの策定の必要性も唱えられた。

その上で、やはり起草者の一人でもある久保次三鹿児島大学教授、UDRPのパネリストの経験を有するとともに他のADR機関の運営責任者でもある道垣内正人早稲田大学教授からコメントが加えられ、さらに、フロア参加者をも交えて、賛否両論、様々な議論が戦わされた。なお、同セッションは、改訂作業を進めているDRP検討委員会の第4回会合にも位置づけられており、そこでの議論は委員会において提示された意見として、今後の作業の参考とされることとなっている。



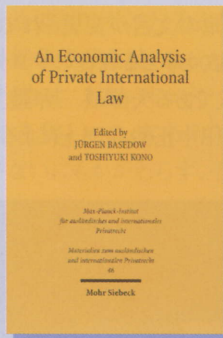
おわりに

シンポジウムにおける議論は常に白熱し、時に、激しい言葉が飛び交う一幕すらあった。しかし、ドメイン名紛争が適正に解決されることが今後のインターネットの利用の円滑化・活性化に繋がるとの思い、活発な議論それ自体が事態を改善していくという認識は、全ての関係者に共通していた。

長時間に渡ったシンポジウムの終了後、引き続き開催された懇親会においては、意見を異にする論者同士が肩を叩きあいながら談笑するシーンが随所で見受けられた。

懇親会への出席をも含め、本シンポジウムに参加した法務研究科院生には、多大な刺激が与えられたのではなからうか。

所員新刊紹介



Yoshihisa Hayakawa
Japanese Regulations against Foreign
Corporations and Global Competition
in Corporate Law

出典

「An Economic Analysis of Private International Law」
(2006年4月Mohr Siebeck社)

お知らせ

法務研究科特別セミナーが以下のとおり開催されます。

■第14回法務研究科特別セミナー

「日本企業の海外ビジネス展開と法的リスク～涉外法律事務所の機能と実態～」

日時:2007年1月20日(土) 14:00～16:00

場所:立教大学11号館AB01教室

パネリスト:八代英輝(弁護士)・二宮正人(弁護士・サンパウロ大学教授)・瓜生健太郎(弁護士)

対象:法務研究科院生(来年度入学予定者も含む)・OB・OG

■第15回法務研究科特別セミナー

「法科大学院における民事系法曹実務教育～原訴訟資料を利用した教材・模擬裁判・リーガルクリニック～」

日時:2007年1月31日(水) 18:00～20:30

場所:立教大学7号館7101教室

パネリスト:川添利賢(法務研究科教授)・木澤克之(法務研究科特任教授)・西川佳代(國學院大學法科大学院教授)

対象:法務研究科院生(来年度入学予定者も含む)・OB・OG

立教大学ビジネスロー研究所 所員(ABC順)

所長	角 紀代恵(法学部教授、民法)	松井 秀征(法務研究科・法学部助教授、商法)
所員	浅妻 章如(法学部助教授、租税法)	野澤 正充(法務研究科教授、民法)
	淡路 剛久(法務研究科教授、民法)	村松 幹二(立教大学、プロジェクト研究員)
	舟田 正之(法学部教授、経済法)	奥野 寿(法学部助教授、労働法)
	濱野 亮(法学部教授、法社会学)	坂本 雅士(経済学部助教授、税務会計)
	橋本 博之(法務研究科教授、行政法)	高橋 美加(法学部助教授、商法)
	早川 吉尚(法務研究科・法学部教授、国際私法)	溜箭 将之(法学部専任講師、英米法)
	石川 淳(社会学部助教授、労務管理)	東條 吉純(法学部助教授、国際経済法)
	伊沢 和平(法学部教授、商法)	上野 達弘(法学部助教授、知的財産法)
	小林 憲太郎(法学部助教授、刑法)	

編集後記

11月1日のシンポジウムは盛況のうちに終わることができました。どうもありがとうございました。本年もどうぞよろしく願いたします。(U)